平成２２年（フ）第６７５号
広島市安佐南区山本９丁目３番11号
債務者　香川　純子
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７２２号
広島市東区中山南２丁目３番７―15号
債務者　松田　広子
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７３７号
広島市南区仁保３丁目７番25―202号
債務者　近江　輝子
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７７１号
広島市安佐北区落合南４丁目２番15―303号
債務者　井高　広一
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７７２号
広島市安佐北区落合南４丁目２番15―303号
債務者　井高千鶴代
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７８５号
広島県東広島市西条町寺家7862番地５
債務者　岡田　　繁
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７９９号
広島市安佐南区上安５丁目22番１―502号
安佐住宅25
債務者　東　　友美（旧姓森本）
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４５号
山口県下関市川中豊町５丁目１番３―205号
アスリートビル
債務者　上田　文弘
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１５３号
山口県下関市川中豊町５丁目１番３―205号
アスリートビル
債務者　上田　範子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２７号
愛媛県新居浜市萩生883番地
債務者　田坂みどり
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第６３号
愛媛県四国中央市下柏町1061番地　ヴィラ・イシカワ106号
債務者　篠原喜美代
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第６４号
愛媛県四国中央市金田町金川174番地１　南部第一団地２区12棟32号
債務者　吉岡　隆典
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第６７号
愛媛県新居浜市田の上３丁目２番32号
債務者　塩出　唯夫
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第７８号
愛媛県西条市三津屋東９番６　松木マンション106号
債務者　前田　広之
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第７９号
愛媛県新居浜市桜木町16番236号、前住所愛媛県新居浜市郷５丁目２番115号
債務者　兼頭　久男
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第８０号
愛媛県新居浜市沢津町２丁目２番54号
債務者　波多野えい子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第３９号
愛媛県今治市立花町４丁目１番25号、旧住所愛媛県今治市別名102番地12
債務者　渡辺組こと　渡邊　英治
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第４０号
愛媛県今治市立花町４丁目１番25号、旧住所愛媛県今治市別名102番地12
債務者　渡邊由香里
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
松山地方裁判所今治支部